

## 令和3年度「地域発 元気づくり支援金」佐久地域事業 の2次募集を行います

長野県では、地域の元気を県全体の元気につなげるため「地域発 元気づくり支援金」により、地域づくりを実践される皆様を支援しています。

佐久地域では、令和3年度「地域発 元気づくり支援金」について、2次募集を行いますので奮ってご応募ください。

### 1 「地域発 元気づくり支援金」の概要、募集事業

「令和3年度 地域発 元気づくり支援金の概要」(別添)をご覧ください。

また、募集事業は交付対象事業のうち、県全域重点テーマ(「2050ゼロカーボンに向けた取組の推進」に限る。)に沿ったものとします。

### 2 対象団体

市町村、広域連合、一部事務組合

公共的団体等(NPO法人、地域づくりを行うグループや協議会など)

### 3 応募期間

令和3年4月28日(水)から5月31日(月)まで

### 4 応募方法

#### (1) 市町村、広域連合、一部事務組合

佐久地域振興局に応募書類を1部提出してください。

#### (2) 公共的団体等の皆様

事業を実施する地域の市町村(企画担当課)に応募書類を2部提出してください。

応募書類は、市町村から地域振興局に提出していただきます。

### 5 応募に際して提出いただく書類

#### (1) 地域発 元気づくり支援金事業計画書及び別紙

#### (2) 事業計画図書(位置図、見取図、設計図、設計書等)

#### (3) 公共的団体等の規約(会則)

#### (4) 予算書

#### (5) その他、必要に応じて事業内容、経費の積算を説明する書類(見積書等)

※申請様式等は長野県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

(佐久地域振興局「地域発 元気づくり支援金」ホームページアドレス)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-kikaku/shienkin/shienkin.html>

## 6 スケジュール

- ・ 6月上旬～下旬 地域振興局担当者が事業内容の確認及びヒアリング
- ・ 7月中旬～下旬 佐久地域選定会議の審査を経て、採択事業を決定

## 7 その他

応募に関するご相談や、制度に関するお問い合わせについては、佐久地域振興局企画振興課までお願いします。



長野県佐久地域振興局企画振興課  
(課長) 藤澤 淳一 (担当) 中島 満  
電 話 0267-63-3132 (直通)  
F A X 0267-63-3105  
E-mail sakuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

## 令和3年度 地域発 元気づくり支援金の概要

### 1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

### 2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等(県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体)

### 3 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
  - ① 地域協働の推進に関する事業
  - ② 保健、医療、福祉の充実にに関する事業
  - ③ 教育、文化の振興に関する事業
  - ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
  - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
  - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
    - ア 特色ある観光地づくり
    - イ 農業の振興と農山村づくり
    - ウ 森林づくりと林業の振興
    - エ 商業の振興
    - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
  - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
  - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) 令和3年度事業において、県全域で重点的に推進するテーマ及び地域ごとに重点的に推進するテーマを設定し、その推進のため、補助率をかさ上げする。
  - ① 県全域で重点的に推進するテーマ
    - ア 地域防災力の向上
    - イ 2050 ゼロカーボンに向けた取組の推進
  - ② 地域ごとに重点的に推進するテーマ  
別添資料 「地域発 元気づくり支援金」佐久地域審査方針により確認してください。

### 4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

### 5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源（地方債を除く）も対象経費に含める。）

#### 【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費（ただし、一部事業を除く。）

## 6 支援金の交付額

### (1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内
	公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内

(2) 補助限度額 補助額の下限 30 万円

## 7 選定方法

- (1) 地域に設置する選定会議の意見を聴き、採択事業を決定
- (2) 選定会議
  - ア 地域振興局長並びに市町村長、現地機関の長及び有識者で構成
  - イ 選定会議構成員は、概ね 5 名程度
  - ウ 地域の重点テーマと県全域の重点テーマを踏まえて「選定方針」を定め、選定を行う。

## 8 選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること  
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること  
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- (4) <市町村の場合>  
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること  
<公共的団体の場合>  
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

## 9 広報表示

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

## 10 事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、地域振興局長に報告。また、公表に努める。
- (2) 地域振興局長は、全事業について事業結果を公表する。
- (3) 地域振興局長は、選定会議に事業結果を報告する。
- (4) 選定会議は、選定基準・選定方針に照らし事業の評価を行うとともに、優良事例の選定を行う。
- (5) 地域振興局長は、選定会議の評価結果を公表する。

## 11 事業成果の普及

- (1) 事業効果の高いと思われる事業について「地域づくり事例集」を作成する。
- (2) 地域振興局単位で事業の発表会を開催する。
- (3) 県広報等で事業の紹介を行う。

### ◆交付対象事業例◆

事業区分	事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり市民フォーラムの開催</li> </ul>
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備</li> <li>・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア</li> <li>・子育て支援を行うためのネットワークづくり</li> </ul>
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化の保存・伝承事業</li> <li>・外国籍市民との交流事業</li> <li>・食育シンポジウムの開催</li> <li>・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備</li> </ul>
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策や防災意識の向上に資する事業</li> <li>・住民支え合い災害マップの作成</li> <li>・救命救急講習会の開催</li> <li>・自主防災組織の活性化支援</li> </ul>
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業</li> <li>・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹</li> <li>・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業</li> <li>・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備</li> <li>・その他美しい景観の形成に資する事業</li> </ul>
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成</li> <li>・遊休荒廃農地の復元事業</li> <li>・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業</li> <li>・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催</li> <li>・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催</li> <li>・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業</li> </ul>
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併地域における連携の推進と交流を深める事業</li> <li>・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供</li> <li>・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供</li> </ul>

# 「地域発 元気づくり支援金」 佐久地域審査方針

佐久地域振興局企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱（以下「要綱」といいます。）」第6第6項の規定による佐久地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

## 1 基本的な考え方

佐久地域は、長野県の東の玄関口「首都圏に一番近い信州」として、整備された高速交通網を活かしての交流の広がりなど、今後の発展の可能性が高い地域ですが、近年は地域経済活動での製造業の低迷や、中心市街地の空洞化と既存商店街の衰退、農林業の後継者・担い手不足などの課題を抱え、人口減少が本格化する中、地域全体の活力の低下も懸念されています。

人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組を展開し、将来に向け持続可能な地域社会を構築していくためには、地域の持つ特徴や豊富な資源を有効に活用しながら、地域に暮らす人々の知恵による活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

このため、佐久地域では「地域発 元気づくり支援金」の活用により、佐久地域で暮らし活動する多様な人々の協働を促進するとともに、地域の元気を生み出す事業を支援することで、横断的な課題解決を図り、長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った地域全体の活力の向上とさらなる発展を目指します。

## 2 審査方針

審査に当たっては、要綱に基づくほか、前記1の「基本的な考え方」を踏まえて、次に掲げる事業を重視します。

- (1) 「地域発元気づくり支援金交付要領（以下「要領」といいます。）第2第5項に基づき、県全域及び地域で重点的に推進する事項に該当する事業（「重点テーマ」）
- (2) 複数市町村が協働して取り組む事業や、事業効果が一市町村に留まらず広域に及ぶ事業（「広域性」）
- (3) 新しい独創的な取り組みや、事業手法等に先進的なアイデアが見られ、他への波及効果が期待できる事業（「新規性・モデル性」）

### 3 継続事業の取り扱い

要領第2の2の(2)の規定に基づく補助率の引き下げについては、令和3年度においては行わないこととします。

なお、要領別表の5の規定により、工夫や発展性を伴わない事業は、採択しないこととします。

ただし、市町村が行う資材供給事業（花苗供給事業を除く。）については、地域住民の参画を得て地域協働性が強い事業であることから、事業計画書の提出時までには事業が具体化しているものであって、同一事業箇所で行われるものでない場合に審査の対象とします。

#### 【工夫や発展性を伴わない事業の例示】

- 事業箇所の変更や事業延長を行うもの。
- 花苗の種類を替えるもの。
- 前年度整備した施設に備品を購入するもの。
- 単なる財源振替のもの。 など

### 4 選定基準

要綱第6第4項の規定に基づく選定基準については、要領第2第3項（別表）1から5までの選定基準のほか、前記2の「審査方針」を踏まえ、（別表）6に規定する「その他、地域振興局長が必要と認める基準」を次のとおり定めます。

選定基準	全県統一選定基準 (要領第2第3項(別表)1~5)					地域振興局長が必要と認める基準 (要領第2第3項(別表)6)		
	① 住民ニーズ・公益性	② 合意形成・諸手続き	③ 有効性	④ 地域住民の参画	⑤ 継続性・発展性	⑥ 重点テーマ	⑦ 広域性	⑧ 新規性・モデル性

### 5 補助率

要綱第5の規定に基づく支援金の交付額については、下記のとおりとします。

区分	ハード事業		ソフト事業	
		重点テーマに該当する場合		重点テーマに該当する場合
市町村・広域連合・一部事務組合	1 / 2 以内	2 / 3 以内	3 / 4 以内	4 / 5 以内
財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内		
公共的団体				

## 6 補助限度額

原則として、1事業に対する補助限度額は30万円を下限とし500万円を上限とします。

なお、500万円を超える補助額については、選定会議の意見を聴き、定めるものとします。

また、管外市町村と共同で実施する場合には、該当地域振興局と連携を図り、選定会議の意見を聴き、定めます。



(別紙)

## 佐久地域審査方針2の(1)に基づく重点テーマについて

県全域及び地域で重点的に推進する事項は、次のテーマとします。

重点テーマ	
地域テーマ	県全域テーマ
<p>○ 地理的優位性を活かした移住等の促進 【事例】・若者のUIターン就業の促進(小中高生が地元企業を知るキャリア教育、県外在住の若者の県内就業誘導・県内移住促進) ・副業やテレワークによる二地域居住の推進 ・つながり人口の増加を図るための農村交流等の取組 ・信州リゾートテレワーク(ワーケーション)の推進</p>	<p>○ 地域防災力の向上(R2~R4) 【事例】・防災マップの活用等と合わせた地域住民の避難体制の構築と防災訓練の実施 ・子どもたち等に対する防災教育・災害履歴の伝承事業の実施</p>
<p>○ 美しい星空と青空をテーマとした観光振興 【事例】・星空や宇宙に親しめるような観光商品開発 ・地域資源としなの鉄道・小海線を絡めた観光振興 ・八ヶ岳山麓の山小屋が連携した誘客促進 ・観光看板・案内板のユニバーサルデザイン化 ・歴史的価値のある農業用水などを資源としたインフラツーリズムへの取組 ・北国街道・東信州中山道を活用した体験型観光振興</p>	<p>○ 2050ゼロカーボンに向けた取組の推進(R3~R5) 【事例】・住民一丸となった脱炭素まちづくりの実現に向けた取組 ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大 ・信州プラスチックスマート運動の推進</p> <p>※ 「環境保全の普及活動」のうち上記に該当しないものについては地域テーマに位置づけ 【事例】・希少動植物の保護 ・環境に配慮した地域景観づくりへの取組</p>
<p>○ 健康長寿(保健・医療・福祉の充実) 【事例】・保健・医療・福祉に関する健康講座 ・ボランティア育成講座、健康レシピ開発・普及への取組 ・健康・長寿のサポート機器を活用した取組 ・医療関係者、大学、企業等と連携したプレメディカルケアの推進 ・ポールウォーキングを活用した健康イベント開催 ・誰もが暮らしやすい地域づくりの推進</p>	
<p>○ 農林畜水産物等のブランド化・普及促進 【事例】・特産品の商品化等によるブランド確立 ・佐久地域産カラマツ製品・カラマツ材の普及啓発 ・おいしい信州ふーどの生産・販売の拡大に関する取組 ・地消地産など地域産品の消費を拡大する取組</p>	
<p>○ 地域の歴史や伝統文化の承継活動 【事例】・地域の伝統文化・文化行事を活用した取組・後継者育成 ・ボランティアガイドの養成 ・文化財等の周辺環境整備 ・郷土の歴史学習の促進 ・伝統工芸品の普及促進</p>	
<p>○ 県内高等教育機関・管内高等学校の知の活用等 【事例】・高等教育機関等の専門分野などをテーマに市民や専門職者とともに課題解決を考える講演会・研究会等の開催 ・高等教育機関等の専門分野を活かした商品開発・普及活動等 ・高等学校の魅力アップと連携した地域の取組 ※ただし、県内高等教育機関等と市町村又は団体等が連携し、かつ当該高等教育機関の学生の参画がある事業であること。</p>	